

小型移動式クレーン運転技能講習会開催のご案内

【栃基登第 186 号】栃木労働局長登録教習機関
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

労働安全衛生法の規定により、つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の小型移動式クレーンについては、都道府県労働局長に登録する機関が行う技能講習を修了した者でなければ運転できないことになっております。

当林災防では、栃木労働局長の登録教習機関として、労働安全衛生法施行令第 20 条第 7 号で定める業務、小型移動式クレーン運転技能講習を実施いたしますので、当該者を受講させて有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

※注意 小型移動式クレーン運転技能講習修了者であっても、玉掛け技能有資格者でなければ、単独で玉掛け業務を含む小型移動式クレーンの運転業務に従事できませんので、玉掛け技能資格を取得することが必要です。

※今回の講習は、全科目受講者及び一部免除受講者（区分 1）のみ対象として行います。

なお、今回の講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じての講習会となりますので、関係者の皆様方には、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1. 日 時**
[学 科] 令和 3 年 9 月 2 9 日 (水) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
[学 科] 令和 3 年 9 月 3 0 日 (木) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
[実技 A] 令和 3 年 1 0 月 1 日 (金) 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ※受講番号 No. 0 1 ~ No. 1 0
[実技 B] 令和 3 年 1 0 月 2 日 (土) 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ※受講番号 No. 1 1 ~ No. 2 0
(学科受付 午前 8 時 4 5 分・実技受付 午前 7 時 4 5 分)
- 2. 場 所**
学科会場 コンサーレ 1 階 小ホール (宇都宮市駒生 1-1-6 ☎028-624-1417)
実技会場 栃木県木協連木材流通センター (宇都宮市新里町丁 277-1 ☎028-652-2153)
- 3. 受講料等**
全科目受講者 4 9, 0 0 5 円 内訳 受講料¥47, 300・教材¥1, 705 (消費税を含む)
一部科目免除 4 3, 9 0 5 円 内訳 受講料¥42, 200・教材¥1, 705 (消費税を含む) 免除条件 裏面参照
- 4. 申込締切** 令和 3 年 9 月 1 7 日 (金) 定員 2 0 名 (締切日前でも定員に達すると受付を締め切りますので、お早めにお申込み下さい。また、受講定員に満たない場合には中止になることもありますので予めご了承ください。)
- 5. 申 込 先** 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部 〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277 番地 1 栃木県木協連内
☎0 2 8 - 6 5 2 - 2 1 5 3 受講料を添えてお申し込み下さい。
〔銀行振込〕 足利銀行本店 普通預金 178351 林材業労災防止協会栃木県支部
- 6. 講習内容** 法令に定められた科目 (裏面参照)
- 7. 携 行 品** 受講票・筆記用具・(実技使用：ヘルメット・革手袋)
- 8. そ の 他**
 - (1) 一度払い込んだ受講料はお返しできませんのでご了承下さい。但しテキスト料金はお返しします。
 - (2) 写真(ﾀﾞｲ 3. 0cm×ｺﾞｺ 2. 4cm) 1 枚を申込書の指定された場所に貼付して下さい。
 - (3) 受講申込書の受講者氏名には必ず**本人の捺印**をして下さい。
 - (4) 受講票に記載してある各事項を確認のうえ受講して下さい。
 - (5) 講義中の電話は、緊急時以外取次ぎいたしません。
 - (6) 申込用紙が不足したときは、コピーして使用して下さい。

《新型コロナウイルス感染症防止等への対応》

- ①募集の受付を進めますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、本講習会実施の可否を開講日の 7 日前までに判断します。このためやむを得ず中止となる場合がありますので、予めご了承下さい。
- ②発熱や体調不良など風邪のような症状のある方の受講はご遠慮いただきます。
- ③会場入口において体温測定を実施します。(手指消毒液の設置利用)
- ④全員マスク着用で受講していただきます。(各自準備)
- ⑤実技講習は全員手袋着用で受講していただきます。(各自準備)

小型移動式クレーン運転技能講習時間割

1. 学科講習

講 習 科 目	範 囲	講 習 時 間
小型移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能取扱方法	6 時間
小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	内燃機関 油圧駆動装置 感電による危険性	3 時間
小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	3 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則中の関係条項	1 時間

2. 実技講習

講 習 科 目	範 囲	講 習 時 間
小型移動式クレーンの運転	基本操作 重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 定位置への荷の卸し	6 時間
小型移動式クレーンの運転のための合図	荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平移動等の合図	1 時間

(講習科目の受講の一部免除)

区分	受講の免除を受けることができる者	講 習 科 目
1	①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ②床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者 ③労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 18 年厚生労働省令第 1 号) 第 6 条の規定による改正前のクレーン等安全規則第 223 条に規定するクレーン運転士免許を受けた者 ④旧クレーン則第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のための合図

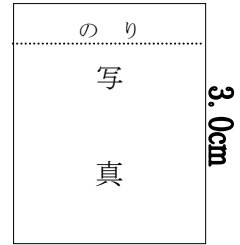
(講習科目の免除条件別講習時間)

区分	免除の条件	学科時間	実技時間	合計時間
A	免除を受けられない者	13 時間	7 時間	20 時間
B	免除を受けられる者 (前記の 1 該当者)	10 時間	6 時間	16 時間

2.4cm

林業・木材製造業労働災害防止協会

栃木県支部長 殿



小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書

ふりがな		性別		生年月日	年 月 日生
氏名	⑩	男・女			
現住所	〒 _____ 電話 () _____				
勤務地	現住所	〒 _____			
	名称	_____ 電話 () _____			
一部科目免除の資格に関する事項	区分	確認欄			
	裏面表1に該当する者 【16時間コース】	免許又は修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 []			
	裏面表2に該当する者 【17時間コース】	免許又は修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 []			
	裏面表3に該当する者 【19時間コース】 裏面表3の者の経験証明 上記のものは、労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6月以上の従事したことを証明します。 種類・型式等：[] 吊上荷重 [] トン 期間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日 (年 ヶ月) 令和 年 月 日 事業場名 事業者職氏名 ⑩				
	裏面表4に該当する者 【13時間コース】 裏面表4の者の経験証明 上記の者は、鉱山において、つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、下記の通り従事したことを証明します。 種類・型式等：[] 吊上荷重 [] トン 期間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日 (年 ヶ月) 令和 年 月 日 事業場名 事業者職氏名 ⑩				
注：一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面（コピー等）を添付のこと。					
講習に関する事項	受講希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
	受講コース	※ア 13時間コース イ 16時間コース ウ 17時間コース エ 20時間コース			
	講習期間	※令和 年 月 日～令和 年 月 日 [学科 時間、実技 時間]			
	修了年月日	※令和 年 月 日			
	修了証	※第 _____ 号 交付年月日 令和 年 月 日			

実施管理者確認欄	実施管理者職氏名※	⑩
----------	-----------	---

(注) ※以外の欄は申込者において全部記載すること。

科目免除関係に虚偽の申請が認められた場合、修了証を交付できないことがあります。

郵便番号は必ず記入してください。

6ヶ月以内に撮影した写真を1枚貼付すること。

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

(表) 講習科目の一部が免除される者

区分	受講の免除を受けることができる者	講習受講科目	講習受講時間	受講料
1	①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ②床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者 ③労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許を受けた者 ④旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	学科 ・小型移動式クレーンに関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・関係法令 実技 ・小型移動式クレーンの運転 (力学に関する知識、合図 免除)	学科 10時間 実技 6時間	43,905
2	①建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事中用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 ②車輛系建設機械（基礎工事中用）運転技能講習を修了した者	学科 ・小型移動式クレーンに関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・関係法令 実技 ・小型移動式クレーンの運転 ・小型移動式クレーンの運転のための合図 (原動機及び電気に関する知識 免除)	学科 10時間 実技 7時間	実施しません
3	労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6月以上従事した経験を有する者 注)上記の業務は下記の通り ①つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務 ②つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転は除く。）の業務 ③制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務 ④次に揚げるクレーン（移動式クレーンを除く。）の運転の業務 ・つり上げ荷重が5トン未満のクレーン ・つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ ⑤つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転は除く。）の業務 ⑥つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務 ⑦つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	学科 ・小型移動式クレーンに関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・関係法令 実技 ・小型移動式クレーンの運転 (合図 免除)	学科 13時間 実技 6時間	実施しません
4	鉱山において移動式クレーンのうち、つり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	学科 ・小型移動式クレーンに関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・関係法令 (運転、合図 免除)	学科 13時間	実施しません

〔資格証の添付〕

のり面	
-----	--